

会社法Ⅲ 期末試験

*注意：

- ・マークシートに記入をする時に解答箇所を間違えないよう、十分注意すること。
- ・マークは必ず鉛筆で行うこと。ペンでマークしたものは読取りができない。

I. 次の問いに答えよ。

〔第1問〕（配点：5点）

株主の権利内容に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号1の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 取得条項とは、当該株式について、株主が当該株式会社に対してその取得を請求することができる旨の定めのことである。
- イ) 公開会社は、株主総会における議決権を有しない株式を発行することができない。
- ウ) 非公開会社では、定款で定めれば、株主総会における議決権の数を、持株数にかかわらず、株主1人あたり1個であるとするすることができる。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第2問〕（配点：5点）

株式の譲渡制限に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号2の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 定款による株式の譲渡制限をする場合、会社は、一部の種類の株式についてだけ譲渡制限をすることはできず、すべての種類の株式について譲渡制限をしなければならない。
- イ) 契約によって株式の譲渡を制限する場合、そのような制限は、第三者に対して効力を有しない。
- ウ) 従業員持株制度において、同制度の下で従業員が一定の価格で購入した自社の株式について、退職時に購入価格と同額で取締役会の指定する者に譲渡する旨が合意されることがある。最高裁判所の判例によれば、このような合意は株主の投下資本回収の機会を奪うものであるから、原則として無効である。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第3問〕（配点：5点）

譲渡制限株式の譲渡に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号3の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 譲渡制限株式の株主（譲渡人）だけでなく、譲渡制限株式を取得した株式取得者も、会社に対して譲渡の承認を請求することができる。
- イ) 最高裁判所の判例によれば、会社の承認を得ないでなされた譲渡制限株式の譲渡は譲渡の当事者の間では無効であり、譲渡人は譲受人に対して株式の返還を請求することができる。
- ウ) 最高裁判所の判例によれば、会社の承認を得ないでなされた譲渡制限株式の譲渡は会社に対する関係では無効であり、会社は譲渡人を株主として取り扱う義務がある。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第4問〕（配点：5点）

株券に関連する次の文章の空欄ア～ウに当てはまる語句の組み合わせとして最も適切なものは、後記1から6までのうちどれか。（解答番号4の解答マーク欄にマークせよ）

株券発行会社の株式の譲渡は、（ア）その効力を生じない。公開会社でない株券発行会社は、（イ）株券を発行しなければならない。最高裁判所の判例によれば、会社が株券の発行を不当に遅延する場合、株主は、（ウ）。

1. ア＝株主名簿の名義書換えをしなければ
イ＝株式を発行した日以後遅滞なく
ウ＝株式を有効に譲渡することができない
2. ア＝株主名簿の名義書換えをしなければ
イ＝株主から請求があれば
ウ＝意思表示のみによって有効に株式を譲渡できる
3. ア＝株主名簿の名義書換えをしなければ
イ＝株式を発行した日以後遅滞なく
ウ＝意思表示のみによって有効に株式を譲渡できる
4. ア＝株券を交付しなければ
イ＝株主から請求があれば
ウ＝意思表示のみによって有効に株式を譲渡できる

5. ア＝株券を交付しなければ
イ＝株式を発行した日以後遅滞なく
ウ＝株式を有効に譲渡することができない
6. ア＝株券を交付しなければ
イ＝株主から請求があれば
ウ＝株式を有効に譲渡することができない

〔第5問〕（配点：5点）

株主名簿の名義書換えに関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号5の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 株券発行会社ではない会社の株式であり、かつ、振替株式会社ではない株式の譲渡について、名義書換えを請求するためには、原則として、株式取得者が名簿上の株主またはその一般承継人と共同でしなければならない。
- イ) 株券発行会社の株式の譲渡を会社に対抗するためには名義書換えが必要であり、そのような株式の譲渡について名義書換えが済んでいない場合、最高裁判所の判例によれば、会社は譲渡人を株主として取り扱う義務がある。
- ウ) 株券発行会社の株式の譲渡についての名義書換えを会社が不当に拒絶した場合、最高裁判所の判例によれば、会社は譲渡人を株主として取り扱う義務がある。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第6問〕（配点：5点）

振替株式に関連する次の文章の空欄ア～ウに当てはまる語句の組み合わせとして最も適切なものは、後記1から6までのうちどれか。（解答番号6の解答マーク欄にマークせよ）

日本の（ア）会社の株式は、現在、すべて振替株式会社である。振替株式の少数株主権等は、（イ）にもとづいて行使される。これに対して、議決権や剰余金の配当を受ける権利は、（ウ）にもとづいて行使される。

1. ア＝公開、イ＝総株主通知、ウ＝総株主通知をもとに書き換えられた株主名簿
2. ア＝公開、イ＝個別株主通知、ウ＝総株主通知をもとに書き換えられた株主名簿
3. ア＝公開、イ＝個別株主通知、ウ＝個別株主通知をもとに書き換えられた株主名簿
4. ア＝上場、イ＝総株主通知、ウ＝総株主通知をもとに書き換えられた株主名簿
5. ア＝上場、イ＝個別株主通知、ウ＝総株主通知をもとに書き換えられた株主名簿
6. ア＝上場、イ＝個別株主通知、ウ＝個別株主通知をもとに書き換えられた株主名簿

Ⅱ. 次の文章を読み、問いに答えよ。

会社法は、募集株式の発行の手続について、様々なルールを定める。たとえば、次の事例を考えよう。

事例：甲会社は、PおよびQの2人からなる株式会社である。PおよびQは10株ずつ株式を保有しており（なお、甲会社は種類株式発行会社ではなく、また、自己株式を有しない）、甲会社株式の時価は1株あたり100万円である。この甲会社が、10株を新たに発行する。

- ①発行される10株のうち5株についてP、残り5株についてQに、割当てを受ける権利が与えられ、いずれも1株あたりの払込金額は40万円とされる場合
- ②発行される10株すべてが、1株あたりの払込金額を40万円として、Pに割り当てられる場合
- ③発行される10株すべてが、1株あたりの払込金額を40万円として、（PおよびQとは別人である）Rに割り当てられる場合

事例の①から③までのうち、第三者割当てにあたるのは（ア）である。また、甲会社が公開会社である場合に、募集事項の決定が株主総会の特別決議によらなければならないのは（イ）である。

募集株式の発行についての会社法や判例ルールは、(A) 公開会社の場合と (B) 非公開会社の場合で異なることが多い。株主が (C) 募集株式の発行について争う方法にも、様々なものがある。また、募集株式の発行について、(D) 出資の履行を確保するためのルールが定められる。

〔第7問〕（配点：5点）

空欄アに当てはまるものは、後記1から6までのうちどれか。（解答番号7の解答マーク欄にマークせよ）

1. ① 2. ② 3. ③ 4. ①② 5. ②③ 6. ①③

〔第8問〕（配点：5点）

空欄イに当てはまるものは、後記1から6までのうちどれか。（解答番号8の解答マーク欄にマークせよ）

1. ① 2. ② 3. ③ 4. ①② 5. ②③ 6. ①③

〔第9問〕（配点：5点）

下線部（A）に関連する次のア）からウ）までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア）イ）ウ）それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号9の解答マーク欄にマークせよ）

- ア）公開会社において、募集株式に関する募集事項の決定は、原則として株主総会の普通決議によらなければならない。
- イ）公開会社において、発行済株式総数は、発行可能株式総数の4分の1以内でなければならない。
- ウ）公開会社は、募集株式の引受人が当該会社の議決権の過半数を有することになる場合、第三者割当てによるときを除いて、所定の事項を株主に通知または公告し、総株主の議決権の10分の1以上の議決権を有する株主が所定の期間内にそのような引受けに反対する旨を当該会社に対して通知したときは、所定の期日までに株主総会の特別決議による承認を受けなければならない。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第10問〕（配点：5点）

下線部（B）に関連する次のア）からウ）までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア）イ）ウ）それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号10の解答マーク欄にマークせよ）

- ア）非公開会社において、発行済株式総数は、発行可能株式総数の4分の1以内でなければならない。
- イ）非公開会社において、著しく不公正な方法により募集株式の発行が行われることは、募集株式の発行の無効原因にならない。
- ウ）非公開会社において、株主総会の特別決議を経ないまま、株主割当以外の方法による募集株式の発行が行われることは、募集株式の発行の無効原因にならない。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第11問〕（配点：5点）

下線部（C）に関連する次のア）からウ）までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア）イ）ウ）それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号11の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 募集株式の発行の差止めは、通常、仮処分の申立てという形で主張される。
- イ) 公開会社において、著しく不公正な方法により募集株式の発行が行われることは、募集株式の発行の無効原因になる。
- ウ) 公開会社において、株主総会の特別決議を経ないまま、募集株式を引き受ける者に特に有利な払込金額が定められることは、募集株式の発行の無効原因になる。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第12問〕（配点：5点）

次のア) からウ) までの各ルール（それぞれの記述の内容自体は正しいものとする）のうち、下線部（D）のルールだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。（解答番号12の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 出資の履行をすることにより募集株式の株主となる権利の譲渡は、株式会社に対抗することができない。
- イ) 募集株式の引受人は、募集株式の払込みをする債務と株式会社に対する債権とを相殺することができない。
- ウ) 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨ならびに当該財産の内容および価額を募集事項として定め、原則として、当該財産の価額について裁判所が選任した検査役による調査を受けなければならない。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

Ⅲ. 次の問いに答えよ。

〔第13問〕（配点：5点）

投資単位の調整方法に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号13の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 株式の分割によって投資単位は大きくなり、株式の流動性は低くなる。
- イ) 株式の無償割当ては株式の分割と類似の機能を有するものであるが、株式の無償割当ての場合、異なる種類の株式を割り当てることはできない。
- ウ) 公開会社では、株式の併合をする場合、併合後の発行可能株式総数は、発行済株式総数の4倍以内になるよう定款変更が行われる。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第14問〕（配点：5点）

自己株式および単元株に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号14の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) A種類株式と普通株式という2種類の株式を発行する会社が、A種類株式は10株を1単元、普通株式は100株を1単元とすることで、実質的にA種類株式に普通株式の10倍の議決権を与えることは、会社法上許容される。
- イ) 自己株式は、貸借対照表上、固定資産として表示される。
- ウ) 会社が自己株式を消却しても、その会社の発行可能株式総数は変わらない。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第15問〕（配点：5点）

自己株式の取得および処分に関連する次の文章の空欄ア～ウに当てはまる語句の組み合わせとして最も適切なものは、後記1から6までのうちどれか。（解答番号15の解答マーク欄にマークせよ）

上場会社が自己株式を取得する場合、市場取引等による取得を用いることが多い。そのために、市場取引等によって自己株式を取得することを（ア）の決議によって定めることができる旨を定款で定めることができる。会社法が定める手続に違反した自己株式の取得は、通説によれば、（イ）。会社は、保有する自己株式を処分することができる。その場合の手続は、（ウ）。

- 1. ア＝株主総会
イ＝有効である
ウ＝自己株式の消却と同様の手続である
- 2. ア＝株主総会
イ＝無効であるが、相手方が善意であれば会社はこれを主張できない
ウ＝自己株式の消却と同様の手続である
- 3. ア＝株主総会
イ＝有効である
ウ＝募集株式の発行と同様の手続である
- 4. ア＝取締役会
イ＝無効であるが、相手方が善意であれば会社はこれを主張できない
ウ＝募集株式の発行と同様の手続である

5. ア=取締役会
イ=有効である
ウ=会社法には特に定められていない
6. ア=取締役会
イ=無効であるが、相手方が善意であれば会社はこれを主張できない
ウ=会社法には特に定められていない

〔第16問〕（配点：5点）

新株予約権に関連する次の文章の空欄ア～ウに当てはまる語句の組み合わせとして最も適切なものは、後記1から6までのうちどれか。（解答番号16の解答マーク欄にマークせよ）

Aは、1万円を出資することにより甲会社株式1株の交付を受ける権利（新株予約権）を1個有している。

①現在この権利は行使できる状態であるが、明日以降は行使できなくなるとせよ。現在の甲会社の株価が1株あたり（ア）円であれば、Aはこの権利を行使しない方が合理的である。これに対して、現在の甲会社の株価が1株あたり（イ）円であれば、Aはこの権利を行使する方が合理的である。

②この権利は現在から1年間行使できる状態であるが、現在の株価は（ア）円であるとせよ。その場合、（ウ）。

1. ア=7000、イ=9000
ウ=この権利自体にはやはり価値がある
2. ア=7000、イ=1万1000
ウ=この権利自体には価値がない
3. ア=9000、イ=1万1000
ウ=この権利自体にはやはり価値がある
4. ア=9000、イ=7000
ウ=この権利自体には価値がない
5. ア=1万1000、イ=7000
ウ=この権利自体にはやはり価値がある
6. ア=1万1000、イ=9000
ウ=この権利自体には価値がない

〔第17問〕（配点：5点）

新株予約権の利用に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号17の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) ライツ・オフERINGとは、株主割当てで新株予約権を発行するときに、株式無償割当てを利用するものをいう。
- イ) 新株予約権付社債は、新株予約権の発行手続によって発行される。
- ウ) 取締役が会社業績を向上させるインセンティブを与えるために新株予約権を付与する場合（ストック・オプション）には、募集新株予約権の発行の募集事項として、募集新株予約権と引き換えに払い込みを要しないこととすることはできない。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第18問〕（配点：5点）

社債に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号18の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- イ) 各社債の金額が1億円未満の場合、社債管理者を定める必要はない。
- ウ) 会社は、社債を発行する場合には、社債権者のために担保を設定し、担保の管理を信託銀行に委託しなければならない。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第19問〕（配点：5点）

証券の発行と投資者の保護に関連する次の文章の空欄ア～ウに当てはまる語句の組み合わせとして最も適切なものは、後記1から6までのうちどれか。（解答番号19の解答マーク欄にマークせよ）

日本の上場会社等が一般投資家に向けて株式を発行する場合、通常は、会社が発行する株式の総数を（ア）が引き受け、（ア）がその株式を投資者に販売するという方法をとる。このような方法を、（イ）という。この場合、発行会社や引受証券会社は投資者への株式の完売を望むことから、（ウ）ため、投資者を保護する必要が生じる。

1. ア＝証券取引所、イ＝株主割当て、ウ＝証券取引所に販売圧力がかかる
2. ア＝証券取引所、イ＝買取引受け、ウ＝証券取引所に販売圧力がかかる
3. ア＝証券取引所、イ＝株主割当て、ウ＝引受証券会社に販売圧力がかかる
4. ア＝証券会社、イ＝買取引受け、ウ＝引受証券会社に販売圧力がかかる
5. ア＝証券会社、イ＝株主割当て、ウ＝投資者に販売圧力がかかる
6. ア＝証券会社、イ＝買取引受け、ウ＝投資者に販売圧力がかかる

〔第20問〕（配点：5点）

発行開示に関する金融商品取引法の規制に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号20の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 有価証券届出書の提出後、有価証券届出書の効力が発生するまでの間、勧誘はできるが売り付けはできない。
- イ) 上場会社が第三者割当てによって1人の者に対して募集株式の発行をすることも、金融商品取引法にいう募集に該当する。
- ウ) 目論見書が公衆縦覧されるのに対し、有価証券届出書は投資者に直接交付される。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

以上

[解答]

[第1問] 3 [第2問] 2 [第3問] 6 [第4問] 4 [第5問] 1
[第6問] 5 [第7問] 5 [第8問] 5 [第9問] 2 [第10問] 2
[第11問] 1 [第12問] 5 [第13問] 3 [第14問] 6 [第15問] 4
[第16問] 3 [第17問] 2 [第18問] 1 [第19問] 6 [第20問] 4